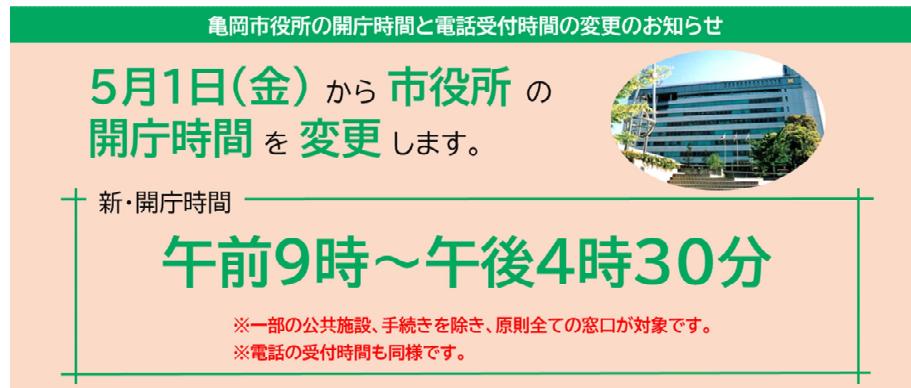


企画調整課

電話 0771-25-5006

亀岡市役所の開庁時間の短縮について

持続可能な行政サービスの推進、次世代の市役所づくりを目指します



(亀岡市役所では開庁時間を短縮し、行政サービスの向上と働きやすい職場環境づくりを目指します)

京都府亀岡市(市長:桂川孝裕)は、令和8年5月1日から、行政サービスの向上と働きやすい職場環境づくりを目的とし、原則全ての窓口サービスを対象に市役所等の開庁時間を午前9時から午後4時30分までに短縮します。

■特徴:市民課窓口のみ対象の試行実施から本格実施(全窓口対象)に切り替わります



今回の開庁時間の短縮は原則全ての窓口を対象とした本格実施となります。

これまで、市民課窓口のみを短縮の対象とした試行実施を令和7年10月から実施しておりましたが、大きな混乱もなく、市民への浸透も進んできていることから、令和8年5月1日からは本格実施に切り替え、一部の施設や業務を除き、原則全ての窓口を対象に開庁時間の短縮を実施することとします。

(市民課では試験的に窓口短縮を実施中)

【本件に関するホームページ】 <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/7/83859.html>

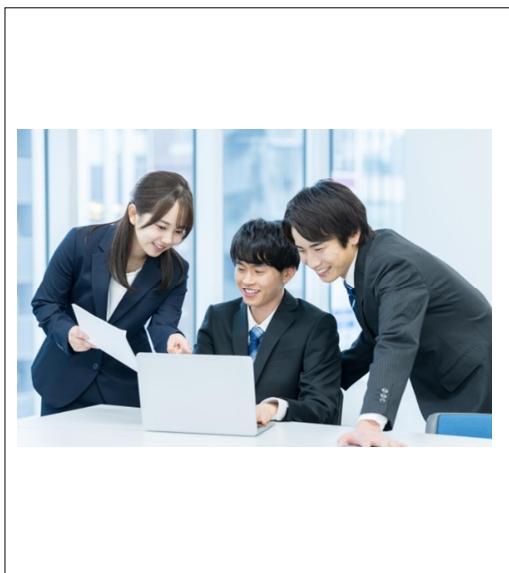
【お問い合わせ先】 京都府亀岡市 政策企画部 企画調整課 企画経営係 担当:横山 (ヨコヤマ)

TEL 0771-25-5006 E-mail: yume-vision@city.kameoka.lg.jp

■開庁時間の短縮の概要

事業名	亀岡市役所の開庁時間の短縮
実施日	令和8年5月1日(金曜日)から
開庁時間	【変更前】午前8時30分から午後5時15分まで 【変更後】午前9時から午後4時30分まで
対象施設	・市役所本庁舎 ・亀岡市保健センター(BCome+) ・亀岡市上下水道部庁舎、水道・下水道施設 ・各教育施設等(かめおか乳幼児教育センター、亀岡市みらい教育リサーチセンター、学校給食センター) ※亀岡市交流会館、各文化センター・児童館、桜塚クリーンセンター、エコトピア亀岡、火葬場、図書館各館および市立病院などの施設は変更ありません。また、法令等で別に規定がある場合や、一時的に対象外とする場合は除きます。 ※各施設の貸館等の利用時間に変更はありません。
周知方法	広報かめおか、市ホームページ、市SNSおよび市庁舎等へのポスター掲示により周知します。
その他	各課への直通電話も開庁時間以外は繋がらなくなり、音声案内のみとなります。

■実施の背景:持続可能な行政サービスの推進、次世代の市役所づくりを目指して



これまで、市役所本庁舎等の受付時間は、職員の就業時間と同じ午前8時30分から午後5時15分までであり、窓口の準備や残務処理のため、日常的に時間外業務が発生していました。

受付時間を短縮することで、それらの業務を就業時間中に完了させるとともに、行政サービスのデジタル化を推進し、市民がいつでもどこでも行政サービスを受けることができる「行かない窓口」の確立を目指します。

また、会議時間の確保により職員同士のコミュニケーションを活発化させ、働きやすい職場環境づくりを進めます。

なお、試行実施中の市民課では、時間外業務が前年同月比で約50%となった月もあり、財政の健全化も期待されます。

(サービス向上のための会議時間を確保します)

【本件に関するホームページ】 <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/7/83859.html>

【お問い合わせ先】 京都府亀岡市 政策企画部 企画調整課 企画経営係 担当：横山（ヨコヤマ）

TEL 0771-25-5006 E-mail : yume-vision@city.kameoka.lg.jp